

11月の各種相談 **無料**

相談内容	相談日時	会場	予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、対面による相談を中止し、電話相談を実施します。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	
登記（司法書士）	11月10日（水） 午前10時～正午、午後1～3時		県司法書士会福島支部 ☎529-7331
土地家屋調査（土地家屋調査士）	※当面の間中止とさせていただきます。		県公共嘱託登記土地家屋調査士協会東北支所 ☎531-0986
行政（行政相談委員）	第1木曜日 午前10時～正午	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	相談／☎・📠521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会	☎526-2270 📠534-5432
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	日曜日：午前10時～午後4時、 月曜日：午後2～8時 ※月曜日が祝日の場合は、午前10時～午後4時	青少年センター	すこやかテレホン ☎531-6332
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約	火・木曜日（祝日を除く） 午前10時～正午、午後1～3時	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラスサポートダイヤル ☎0570-078-374
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウィズもとまち内）	☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	12月12日（日） 午後1～4時		
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	保健福祉センター2階 （森合町10-1）	権利擁護センター ☎533-3341
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594 📠521-7596
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階 （霞町1-46）	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、育児・介護休業など障がい者差別相談窓口（電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会	☎533-8890 📠533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents（市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 📠533-5263 Mail teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口（来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 📠521-8308 Mail ask@worldvillage.org

震災関連相談については
市ホームページをご覧ください。



ありがとうございます

【社会福祉基金寄付】 県北祭礼商業協議会様 75,478円、佐藤恵子様 80,000円



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組 「共生社会実現への取り組み」

放送日	放送時間
TUF 11月6日（土）	午前9時25分～
KFB 11月6日（土）	午前11時40分～
FCT 11月6日（土）	午前11時55分～
FTV 11月7日（日）	午後1時55分～

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。（福島市 市政テレビ） **検索**

市政ラジオ番組

ラジオ福島 (145.8kHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時
ふくしまFM (81.8MHz) <td>金曜日</td> <td>午前10時40～45分</td>	金曜日	午前10時40～45分
FMポコ (76.2MHz) <td>月～金曜日</td> <td>午前8時35～55分の間に1分間</td>	月～金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
NHK第一 (132.3kHz)		午前7時7～14分 午後5時30～35分（再）
		随時放送

福島市就職支援ポータルサイト「えふWORK」**無料**

市とその近郊の企業情報を発信するポータルサイトです。企業紹介、求人情報ほか、企業の方へ向けた情報を包括的に掲載します。ぜひご覧ください。
※企業紹介に掲載する企業を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問産業雇用政策課
☎515-7746



市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

「わいわい市民農園」使用者の募集

市では、自然に親しみ、農業に対する理解を深めるため「わいわい市民農園」を設置しています。
野菜作りにチャレンジして、収穫の喜びを味わってみませんか？

場 仁井田字五郎内地内（あらかわグリーンセンター西側）
対 市内に住所がある方、市内へ避難している方

■募集区画・使用料

○一般用（面積25㎡）…30区画程度・年間1万2000円
○車いす専用（面積5㎡）…3区画・年間2400円
※原則1世帯につき1区画、申し込み多数の場合抽選。

■使用期間／令和4年4月1日～令和5年3月末日

※3年を超えない範囲で更新可。

■募集期間／11月1～17日

■申込方法／福島市オンライン申請、または農業企画課、各支所・出張所、各学習センターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、農業企画課に持参か郵送、ファクスで。

※4～6月に使用者を対象としてJA職員による栽培講習会を開催（月1回）。また、使用者には例年11月に行う園内周辺の草刈りへの参加をお願いしています。

問農業企画課 ☎525-3726 📠533-2725

① 加入者が亡くなられたときは、次の手続きを行ってください。
② 被保険者証を返還してください。
③ 「葬祭費支給申請書」を提出してください。葬祭を行った方へ葬祭費（5万円）を支給します。
④ 相続人は「申立・誓約書」を提出してください。医療費の還付などがあった場合、指定の口座に振り込まれます。
⑤ 葬祭費／葬祭を行った方の預金通帳、葬祭を行った方であることが確認できる書類（会葬礼状など）

後期高齢者医療制度へ加入者が亡くなられたときは

国保・年金

申立・誓約書／申立される方（代表相続人）の預金通帳
問国保年金課 ☎525-3724

税

国民健康保険税第5期 納期限は11月30日（火）

① 市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。
※詳しくはお問い合わせください。
問納税課 ☎525-3717

福祉

スマホ入門講座 **無料**

12月10日（金）午後2時～4時30分
場腰の浜会館（腰浜町32-1）
内 スマートフォンの操作方法やコミュニケーションアプリ「LINE」について学び、楽しさと便利さを実感する 講コネク
シオ株式会社 対 市内在住の身体障害者手帳所持者のうち、聴覚に障がいがあり、スマートフォンを所持している方
定 10人（先着順） 持 スマートフォン（通信料は自己負担）
申 ①住所 ②氏名 ③年齢を明記の上、ファクスで
問 障がい福祉課
☎525-3748 📠533-5263

家屋の取り壊しや所有者を変更した際は届け出を
内 固定資産税は、毎年1月1日現在に所有する土地や家屋、償却資産に課税されます。次の場合は必ず資産税課へ届け出てください。
対 ①家屋を取り壊した場合
※登記している場合は福島地方税務局に滅失登記も必要。
② 未登記の家屋を相続・売買・贈与した場合
問 資産税課 ☎525-3716
福島地方税務局 ☎534-2045

認知症高齢者等QRコード活用見守り事業

内 認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように「QRコードシール」を交付しています。
対 「認知症高齢者などのうち市内に住所を有する方」を介護している親族や支援者の方
料 初回の交付費用は無料。追加で希望する際は自己負担。
申 長寿福祉課、各支所、茂庭出張所窓口で。ケアマネジャーや地域包括支援センターの代行申請も可※詳しくはお問い合わせください。
問 長寿福祉課 ☎529-5064

災害時要援護者登録制度

内 災害時要援護者が安心して暮らせる地域づくりのため、高齢者や障がい者などで災害時に支援が必要となる方を対象に「災害時要援護者登録制度」を進めています。今年度新たに対象となられた方には、10月下旬に「災害時要援護者登録申請書兼台帳」を郵送しています。登録を希望される方はお申し込みください。※制度について詳しくはお問い合わせください。
申 11月19日（金）までに記入例を参考に必要な事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送
問 長寿福祉課 ☎525-7656